

令和3年9月16日

清瀬市立清明小学校
保護者の皆様

清瀬市教育委員会 教育長 坂田 篤
清瀬市立清明小学校 校長 川勝 肇恵

「オンライン授業」の実施に伴う学習端末の使用について

保護者の皆様には、本市の教育施策並びに各学校の教育活動につきまして、日頃から多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染者等の発生に伴う学級閉鎖や、感染症対策等のための希望者への対応としての「オンライン授業」の実施に当たりまして、学校から令和3年9月8日にお知らせした「児童用クロームブックの利用について」に加え、下記に示しましたご家庭で学習端末（Chromebook）を使用する際のルールをご確認いただき、（別紙）「同意書」をご記入の上、**9月28日までに学級担任**までご提出ください。

なお、Wi-Fi 接続等の通信料金や充電のための電気料金については各ご家庭での負担となります。ご理解とご協力につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 ご家庭で学習端末（Chrome Book）を使用する際のルールについて

「オンライン授業」の実施は、今までは、授業公開は行わないもの、学校内、教室内で管理されていた、学習活動における児童の個人に関わる情報（発言内容、記述内容、作品、その他学習の状況や様子等）が、映像や音声を通して学校外で簡単に把握されてしまうこととなります。

つきましては、お子様と以下のルールをご確認いただき順守をお願いいたします。

《家庭で学習端末（Chromebook）を使用する際のルール》

- ① **オンライン授業が行われているとき及び学校から指示があった学習のみに使用します。**
- ② **オンライン授業では、教員の指示に従いマナーを守ります。**
- ③ **学習端末（Chromebook）を、他人へ貸したり使わせたりしません。**
- ④ **授業者以外がオンライン授業に参加することはしません。**
- ⑤ **学校から指示があるとき以外は、写真の撮影や録音・録画はしません。**
- ⑥ **オンライン授業で知れた個人情報などを、うわさ話にしたり SNS やインターネット上に書き込んだり、掲載したりしません。**
- ⑦ **学校の許可なく、USB メモリ等の外部記憶装置など周辺機器を接続しません。（イヤホン・マウスは可）**
- ⑧ **学習端末（Chromebook）の充電は、指定のアダプターを使って家庭で行います。**
(なお、Wi-Fi 接続等の通信料金や充電のための電気料金については、各家庭での負担となります。)
- ⑨ **故障や破損、紛失等があった場合には、速やかに学校に連絡します。**